

抗 告 の 趣 旨

原決定を取り消し、抗告人に対する売却を許可する旨の裁判を求める。

抗 告 の 理 由

- 1 本競売申立事件については、平成4年4月8日の開札期日において、一旦抗告人（本競売申立事件の申立債権者でもある）を最高価買受申出人とする旨定められた。しかるに、同月10日に至り、抗告人は、入札の際に提出されるべきであった資格証明書が提出されていない旨大阪地方裁判所より知らされ、そのため、抗告人は、同日資格証明書を追完する旨同庁に申し出たにも拘らず、入札はそもそも無効であるとの理由でこれを拒否された。そして、同月17日、「民事執行規則第38条3項、同第49条所定の代表者の資格を証する文書の添付がない」との理由で、抗告人に対する売却を不許可とする旨の同月15日付売却不許可決定（以下、原決定という）正本の送達を受けたものである。
- 2 すなわち、原決定の立場は、入札の際に提出されるべき資格証明書が提出されなかった場合には、すべて「売却の手續に重大な誤りがあること」（民事執行法第188条、第71条7号）に該当し、かつ、その追完を一切認めないというものである。
- 3 ところで、民事執行法第71条7号にいう「売却の手續に重大な誤りがあること」とは、同法や民事執行規則において定められた売却の手續に著しく違反し、適正な手續が保障されたとは到底評価できない場合をい

うと一般に解されている。

「売却の手續に重大な誤りがあること」の意義を上記のとおり解釈するならば、本件のように入札をした者（原告人）が本競売申立事件の申立債権者自身であって、本競売申立事件の記録上「代表者の資格」の有無が明らかである場合には、たとえ、入札の際に資格証明書が提出されなかったとしても、売却の手續に「重大な誤り」があるとまではいえないものである。

また、開札期日において一旦原告人を最高価買受申出人と定めた以上、実体上「代表者の資格」に全く問題の存しない限り、執行裁判所としては、売却決定期日が終了するまでの間、原告人からの資格証明書の追完を認めるべきであり、追完を認めたからといって、手續上何らの支障も生じない（手續の安定性や迅速・円滑な進行も全く妨げられない）ことは明白であって、売却手續に「重大な誤り」があるとは到底いえない（仙台高裁平成元年8月15日決定・判例時報1334号208頁も、売却決定期日の終了までの資格証明書の追完を認めている）。このことは、買受人の代理人として入札した者が代理権限を有しなかった場合においても、売却決定期日の終了までに買受人本人がこれを追認すれば、代理権の欠缺が治癒されて売却不許可事由とならないと解されていることとの比較からも明らかである（香川保一監修・注釈民事執行法4巻35頁）。

4 以上、本件においては、入札をした原告人は、本件競売申立事件の申立債権者自身であって、本件競売申立事件の記録上「代表者の資格」の有することが明白であることおよび売却決定期日までに原告人は、資格証明書の追完を申し出ていることからすれば、「売却の手續に重大な誤りがある」場合に該当せず、原決定は、直ちに取り消されるべきである。